

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|---|--|
| 調達件名 | 令和7年度 部活動地域移行に係る演劇地域クラブ活動モデル事業実施業務 |
| 発注課 | 市民文化局文化部文化振興課 |
| 選定事業者 | 公益財団法人 北海道演劇財団 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>本業務は、市が実施する「部活動地域移行に係る演劇地域クラブ活動モデル事業」（以下「モデル事業」という。）において、中学校演劇部所属の生徒を対象として行う技術指導の具体的な内容の検討や、指導者の人選、ワークショップの運営を実施するものである。</p> <p>モデル事業では、本市の地域事情に即した事業構築が求められること、演技、戯曲、音響・照明など、演劇に関わる広い分野についての指導を想定していること、中学生の指導を信頼して任せられる指導者を選定する必要があることから、本業務の受託者は、本市の演劇事情への十分な理解、演劇に関する幅広い知識と実績、指導者となりうる演劇関係者等との良好な関係性を持っていることが必須である。</p> <p>公益財団法人北海道演劇財団（以下「演劇財団」という。）は、平成8年に財団法人として設立された演劇活動団体（平成24年4月に公益財団法人へ移行）であり、本市を拠点として長年活動している。次世代を担う人材を育成するための演劇ワークショップの実施、財団の付属劇団である「札幌座」による単独又は他の劇団・アーティストとの提携公演、小劇場「扇谷記念スタジオ・シアターZOO」運営などの十分な実績を有しており、令和2年度からはAll Sapporo Professional Actors Selectionを主催し、道内外の有力な演劇関係者を起用した作品創造を行っている。これらの活動・劇団運営・劇場運営・広範なプロジェクトの主催実績から、本市の演劇事情への十分な理解、演劇に関する広範なノウハウ、演劇関係者との良好な信頼関係を有していると認められる。</p> <p>演劇財団は本市登録業者ではないものの、北海道内唯一の演劇の振興を主とした公益財団法人であり、本市からも補助金を受けて本市文化振興に寄与する活動を行っている。また、本件業務の前身として令和5年度及び令和6年度に実施した「部活動地域移行に係る演劇部モデル事業実施業務」を受託してモデル事業の基礎的な制度設計等への支援を良好に完了するなど、本市文化行政の演劇分野において実績も重ねている。教育委員会が主催する部活動地域移行に関する検討委員会においても、文化団体の代表として演劇財団理事が参画しており、部活動地域移行に関する理解も深い。</p> <p>以上により、演劇財団は本業務を実施するにあたって必要な条件を満たすことが認められ、他にこれらの条件を満たす事業者が見当たらないことから、演劇財団を唯一の事業者として契約の適切な相手方とするものである。</p> | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項(ウ) |

| | |
|-----|----------|
| 決定日 | 令和7年6月9日 |
|-----|----------|